令和7年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者選定基準 (小規模多機能型居宅介護事業者選定基準)

1. 一次審査(書類審査)

小規模多機能型居宅介護の事業の実施を希望する事業者から提出された応募書類を、次の基準により審査する。

***	評価基準	点数	得点	評価理由	備考	主な参考資料
募者につい						
運営 実績	(看護)小規模多機能型居宅介護の運営実績がある。 (地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、 (地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は認知症	1	2	事業に対する知識及び経 験の蓄積が期待できる。	どちらか 一項目	(様式5)介護保険事業等運営実績一覧表
2 地域性	対応型共同生活介護の運営実績がある。 茅ヶ崎市内で、地域密着型サービスの事業実績が5年以上ある。(令和7年4月16日時点)	2	2	市内での事業実績があり、 地域性を把握している。	どちらか 一項目	(様式5)介護保険事業等運営実績一覧表
	茅ヶ崎市内で、地域密着型サービスの事業実績が3年以上ある。(令和7年4月16日時点)	1		20%日で10時のくいる。	%□	
資産状況	直近2年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。 2年前は債務超過だったが、直近1年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。 法人としての実績が2年未満のため、直近1年分の貸借対照表その他これに準ずる書類にお	1	2	安定した事業経営が期待できる。	いずれか 一項目	決算書(賃借対照表)
	いて、債務超過になっていない。 直近2年分の損益計算書で、収支が黒字である。	3				
収支		1	3	現在の経営状況が健全で あり、安定した事業経営が	いずれか	決算書(損益計算書)
状況	2年前は赤字だったが、直近1年分の損益計算書では収支が黒字である。		3	期待できる。	一項目	八升百() 東面 升百/
也条件につ	法人としての実績が2年未満のため、直近1年分の損益計算書で、収支が黒字である。	1				
			0	-1-7-1 VII ch th		○(様式3-2)事業計画書 P2 土地・建物の所有形態。所有者
開設 予定地	事業運営するにあたって、必要な権原を証する書面の提出がある。	2	2	計画が現実的である。		○(様式3-2)事業計画書 P2 土地・建物の所有形態。所有者 ○土地・建物の登記事項証明書(全部事項証明書)及び公図
J ALAC	松林地区・湘北地区・小和田地区・小出地区での開設である。	2	2	旧計画時に不足が生じて いる地域である。		第8期計画·第9期計画目標
	事業計画地より半径500歳未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。	3				O(##12 0)##=1=== 50 =##1=##
	事業計画地より半径500%以上700%未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。	2	3		いずれか 一項目	〇(様式3-2)事業計画書 P3 最寄りの災害対策地区防災拠点、最寄りの広域避難場所 〇位条照、東古四
災害	事業計画地より半径700 に以上1キロ未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。	1			20	○位置図·案内図
対策	事業計画地が洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害(特別)警戒区域にない。	3	3			〇(株式3-2)事業計画書 P3 災害想定区域 〇茅ヶ崎市洪水・士砂災害ハザードマップ(R3.9改正) 〇茅ヶ崎市津波ハザードマップ(H24.6作成) 〇高潮浸水想定区域図(R3.8改正) 〇位置図・楽内図
利便性	事業計画地より半径300 流未満に鉄道駅又はバス停(コミュニティバス含む)がある。	1	1			○(様式3-2)事業計画書 P3 最寄りの鉄道駅及びバス停
物の規模・	構造及び設備について					
乗降 スペー ス	敷地内に車椅子利用者等が車両から安全に乗降するためのスペースが確保されている。	2	2	「道路の移動円滑化整備 ガイドライン(国土交通 省)」を参考に評価する。		○(様式3-2)事業計画書 P7 敷地内における車椅子利用者 乗降スペース ○「道路の移動円滑化整備ガイドライン(国土交通省)」を参考 ○各階計画平面図・配置図
1 駐車場	敷地内に駐車場が3台以上確保されている。	1	1			○(様式3-2)事業計画書 P7 駐車場 ○各階計画平面図・配置図
2 駐輪場	敷地内に駐輪場が確保されている。	1	1			○(様式3-2)事業計画書 P7 駐輪場 ○各階計画平面図・配置図
3	小規模多機能型居宅介護事業所のトイレが3以上設置されいる。	1	1			○(様式3-2)事業計画書 P7 トイレの設置数
1 H	上記のトイレが1以上、多目的トイレである。	2	2	「高齢者、障害者等の円滑 な移動等に配慮した建築 設計標準(国土交通省)」 を参考に評価する。		〇「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (国土交通省)」を参考 〇各階計画平面図・配置図
5 浴室	小規模多機能型居宅介護事業所の浴室に特殊浴槽、入浴用リフト等が設置されている。	2	2			○(様式3-2)事業計画書 P7 浴室(別添資料) ○各階計画平面図・配置図
6 宿泊室	小規模多機能型居宅介護の全ての宿泊室が個室である。	2	2			○(様式3-2)事業計画書 P7 宿泊室数 ○各階計画平面図・配置図 ○(様式3-2)事業計画書 P2 スプリンクラー設備(別添配置
7 消火設備	スプリンクラーが設置されている。	1	1			図) 〇各階計画平面図・配置図
设運営にて	סויב					V PRI NEW 1 BANGES BULLET KEN
8 運営	介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の 指定を受ける。	2	2	市内に所在する当該事業 所は少数であり、幅広い ニーズへの対応が期待で きる。		〇(様式3-2)事業計画書 P2 (サテライト型)介護予防小規格 多機能型居宅介護の指定について
9	施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型 医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期 入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。	1	1	安定した事業経営が期待できる。		〇(様式3-2)事業計画書 P2 併設する事業について
0 法令等	過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導又は監査が実施されていない場合も含む。)	3 1	3	指導監査の観点から、適 正な事業運営を行える事 業者であるかの確認。	どちらか 一項目	○(任意様式)指導監査実施状況 ○過去6年間の指導又は監査の結果及び改善報告書の写し
協力 医療機関	協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と同一圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と異なる圏域に存在する。また、医療連携が確実	2				
2 生活 保護	に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 生活保護法第54条の2の指定を受ける。	2	2			(様式3-2)事業計画書 P3 生活保護法の指定について
- 保護		4	_			10-10 上/子小川田日 10 上山小阪/ДV/川代にフリー
3 定員	定員が29人である。		4			○(様式3-2)事業計画書 P7 登録定員
の他につい	定員が29人未満である。	1				
ショビに フレ	職員の休憩用(仮眠等が可能なスペース)に供する専用の部屋が設置されている。(事務室		2	職員が休憩する場所を確		〇(様式3-2)事業計画書 P7 職員の休憩専用の部屋
労働	及び会議室等と兼用は不可。)	2	2	保することによる労働環		〇各階計画平面図·配置図
4 労働 環境 5		2	2			○各階計画平面図・配置図 ○(様式2)事業計画書 P7 職員のロッカールーム又は更衣室 ○各階計画平面図・配置図

[※]該当がない場合は加点しない。合計点に委員の人数を乗じる。(50点満点×5名=250点満点)

2. 二次審査(ヒアリング審査)

小規模多機能型居宅介護の事業の実施を希望する事業者に対しヒアリングを行い、次の基準により審査する。

	評価項目 者について	等の美施を布望する事業者に対しピアリンクを行い、次の基準により番負する。 評価 の 視点		評価点	得点
1	地域密着型サービスの 事業における運営の理 念及び方針について	○法人の理念に賛同できるか。 ○事業所の運営方針が明確であるか。 ○その他優れた事項があるか。	[2点]	やや劣る	3
建物	の規模・構造及び設備に	ついて			
2	いて	○当該事業計画地を選んだ理由が明確であるか。 ○土地建物の取得、賃貸借、建設工事等について、開設までのスケジュールが具体的に検討されているか。 ○建物の規模、構造、建設工事等について、周辺環境への配慮がされているか。 ○災害時等に配慮された設計となっているか。 ○その他特に優れた事項があるか。	[3点] [2点]	やや劣る	4
事業	運営について				
3	地域との連携及び地域 貢献について	○近隣住民や自治会等に対する説明を予定しており、説明方法及び対象となる範囲等について具体的な計画がされているか。 ○近隣住民と良好な協力関係を築く見込みがあるか。 ○地域交流、地域貢献について具体的な取組があるか。 ○その他優れた事項があるか。	[4点] [3点]	優れている 普通 やや劣る	5
4	緊急時(事故、非常災 害及び感染症等の発生 時)に関する取組につ いて	○法人として、緊急時における具体的な計画や対策があるか。 ○近隣住民と合同の避難訓練を実施するなど、緊急時等の対応について地域と の連携が検討されているか。 ○その他特に優れた事項があるか。	[3点] [2点]	やや劣る	4
5	利用者に対する介護等について	○LIFE等のテクノロジーを活用して、サービスの質の向上に関する取組が計画されているか。 ○看取りに関して、主治医等との連携など具体的な取組が計画されているか。 ○認知症ケアに関する取組が計画されているか。 ○緊急時の宿泊ニーズへの対応方法について具体的に検討されているか。 ○サービス提供にあたり福祉サービスを提供する者や主治医等との連携が検討されているか。 ○利用者及び家族等の要望及び苦情に対応する体制が整えられるか。 ○茅ヶ崎市介護サービス相談員の受入が可能か。 ○その他特に優れた事項があるか。	[4点] [3点]	やや劣る	5
人材	確保について				ı
6	及び研修計画について	 ○職員の確保について具体的、実現可能な計画があるか。 ○職員の離職防止に関する取組が計画されているか。 ○働き方の見直しの観点から、ICTの活用等による職員の業務効率化及び負担軽減に関する取組が計画されているか。 ○介護従事者の給与、労働環境や処遇の改善等が検討されているか。 ○職員のキャリアアップに対する考えがあるか。 ○職員が研修を受けやすい環境づくりに関する取組が計画されているか。 ○その他特に優れた事項があるか。 	[3点]	普通 やや劣る	5
総合	評価について				
7	総合評価	○安定的かつ適正な事業運営がなされる見込みがあるか。○利用料金等の設定が明確であるか。○建設、運営に支障がないか。○その他優れた事項があるか。	[3点] [2点]	やや劣る	4
				合計	30

※質問項目ごとに配点が分かれているので評価点を参照し、必ずいずれかの評価を行う。 ※各委員の採点の2倍を合計(30点満点×2×5名=300点満点)とする。

3. 採点について

一次審査と二次審査の合計点(250点満点+300点満点=550点満点)で審査する。

4. 最低基準について

- ·一次審査
- ・一八番 自 合計点が満点(250点)に対し、60%(150点)未満の応募者は二次審査には進めない。 ・二次審査 合計点が満点(300点)に対し、60%(180点)未満の応募者は選定しない。

- 5. 同点となった場合の取り扱いについて
- 二次審査の合計点を比較して、得点の高い応募者に決定する。

令和7年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者選定基準 (小規模多機能型居宅介護事業者選定基準)

1. 一次審査(書類審査)

小規模多機能型居宅介護の事業の実施を希望する事業者から提出された応募書類を、次の基準により審査する。

広草 :	評価項目 者について	評価基準
心穷	自について	(看護)小規模多機能型居宅介護の運営実績がある。
1	運営実績	(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は認知症対 応型共同生活介護の運営実績がある。
2	地域性	茅ヶ崎市内で、地域密着型サービスの事業実績が5年以上ある。(令和7年4月16日時点) 茅ヶ崎市内で、地域密着型サービスの事業実績が3年以上ある。(令和7年4月16日時点)
		直近2年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。
3	資産状況	2年前は債務超過だったが、直近1年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。
		法人としての実績が2年未満のため、直近1年分の貸借対照表その他これに準ずる書類において、債務超過になっていない。
	収支状況	直近2年分の損益計算書で、収支が黒字である。
4		2年前は赤字だったが、直近1年分の損益計算書では収支が黒字である。
		法人としての実績が2年未満のため、直近1年分の損益計算書で、収支が黒字である。
立地	条件について	
5	開設	事業運営するにあたって、必要な権原を証する書面の提出がある。
6	予定地	松林地区・湘北地区・小和田地区・小出地区での開設である。
		事業計画地より半径500に未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。
7	/// oto 1 lette	事業計画地より半径500行以上700行未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。
	災害対策	事業計画地より半径700減以上1キロ未満に災害対策地区防災拠点又は広域避難場所がある。
8		事業計画地が洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害(特別)警戒区域にない。
9	利便性	事業計画地より半径300汽未満に鉄道駅又はバス停(コミュニティバス含む)がある。
建物	の規模・構造及び設備	こついて
10	乗降 スペース	敷地内に車椅子利用者が車両から安全に乗降するためのスペースが確保されている。
11	駐車場	敷地内に駐車場が3台以上確保されている。
12	駐輪場	敷地内に駐輪場が確保されている。
13	トイレ	小規模多機能型居宅介護事業所のトイレが3以上設置されている。
14		上記のトイレが1以上多目的トイレとなっている。
15	浴室	小規模多機能型居宅介護事業所の浴室に特殊浴槽、入浴用リフト等が設置されている。
16	宿泊室	小担様を機能制につく業の会えの完治会が何会でも Z
17 *æ≅os		小規模多機能型居宅介護の全ての宿泊室が個室である。
JULIE X.	消火設備	小院侯多機能型店も打護の主じの信泊至が順至である。 スプリンクラーが設置されている。
18	消火設備運営について	
		スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。
18 19	重営について	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所
18	運営について	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。
18 19 20	重営について連営を受ける。	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導及は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導
18 19	運営について 運営 迷常	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導又は監査が実施されていない場合も含む。)
18 19 20	重営について連営を受ける。	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導又は監査が実施されていない場合も含む。) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と同一圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等)
1819202122	重営について 連営 法令等 遵守 協力医療機関 生活保護	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導又は監査が実施されていない場合も含む。) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と同一圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と異なる圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等)
18 19 20 21	連営について 連営 法令等 遵守 協力医療機関	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導又は監査が実施されていない場合も含む。) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と同一圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と異なる圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 生活保護法第54条の2の指定を受ける。
18 19 20 21 22 23	重営について 連営 法令等 遵守 協力医療機関 生活保護	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護者人福祉施設、介護を人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導又は監査が実施されていない場合も含む。) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と同一圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と異なる圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 生活保護法第54条の2の指定を受ける。 定員が29人である。
18 19 20 21 22 23 ₹0	重営について 連営 法令等 遵守 協力医療機関 生活保護 定員	スプリンクラーが設置されている。 介護予防小規模多機能型居宅介護又はサテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護の指定を受ける。 施設系・居住系サービス((地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護)が併設されている。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項がない。 過去6年間に市町村、都道府県、国が実施した実地指導又は監査において、文書による指導事項があるが、指摘事項を改善している。(過去6年間に市町村、都道府県、国による実地指導又は監査が実施されていない場合も含む。) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と同一圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 協力医療機関(予定を含む)が事業計画地と異なる圏域に存在する。また、医療連携が確実に行われることを証する書面がある。(同意書、覚書等) 生活保護法第54条の2の指定を受ける。 定員が29人未満である。

2. 二次審査(ヒアリング審査)

- 小規模多機能型居宅介護の事業の実施を希望する事業者が次に掲げる項目についてプレゼンテーションを行い、これに基づきヒアリング審査を行う。
 - 1 地域密着型サービスの事業における運営の理念及び方針について
 - 2 土地建物及び設備について
 - 3 地域との連携及び地域貢献について
 - 4 緊急時(事故、非常災害及び感染症等の発生時)に関する取組について
 - 5 利用者に対する介護等について
 - 6 職員の配置計画、処遇及び研修計画について